

議案第22号

浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

チャレンジショップ利用審査委員会を廃止するため、所要の改正を行うものである。

浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の項浦安市チャレンジショップ利用審査委員会の目を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表チャレンジショップ利用審査委員会の項を削る。